

令和3年度後期選抜募集要項

福島県立南会津高等学校
〒967-0631
福島県南会津郡南会津町界字向川原2000番地
TEL 0241(73)2221
FAX 0241(71)5006

1 対象学科及び募集定員

課程	学科	定員	備考
全日制	普通科	70名	募集定員から、前期選抜の合格者数を除いた数とする。

※ ただし、後期選抜は、前期選抜により定員を充足しない場合にのみ実施する。

2 出願資格

本校に入学を出願することのできる者は、次の(1)、(2)のいずれかに該当する者とする。

ただし、前期選抜又は連携型選抜に合格した者は、後期選抜に出願することはできない。

なお、前期選抜及び連携型選抜の受験の有無にかかわらず出願することができる。

- (1) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業又は修了した者、あるいは令和3年3月卒業見込又は修了見込の者（以下「卒業生及び卒業見込の者」という。）
- (2) 中学校卒業生と同等以上の学力があると認められる者
 - ① 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者
 - ② 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
 - ③ 文部科学大臣の指定した者
 - ④ 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則（昭和41年文部省令第36号）により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者
 - ⑤ 高等学校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

3 出願方法

中学校卒業生及び卒業見込の者は、在学（出身）中学校長を通して、本校校長に出願する。なお、中学校卒業生及び卒業見込の者以外の者は、直接、本校校長に出願する。

ただし、出願は、本校に限るものとし、併願は認めない。

4 出願期間

令和3年3月16日(火)から3月17日(水)までとする。

受付時間は、午前9時から午後4時までとし、出願最終日は午前9時から正午までとする。

県外等から郵送により出願する場合は、速達・書留とし、404円切手を貼付した返信用封筒(長形3号)を同封の上、令和3年3月17日(水)正午までに必着とする。その場合、事前に本校校長に連絡する。

5 出願に必要な書類

- (1) 中学校卒業生及び卒業見込の者

- ① 入学願書（様式統一2号の1により、県教育委員会において作成したものに、志願者が記入する。）
- ② 調査書（様式共通1号）
ただし、年齢20歳以上の者については、調査書の提出を免除する。
- ③ 受験票用紙（様式統一2号の2により県教育委員会において作成したものに、受験番号欄の学科名、中学校名、志願者氏名を志願者が記入する。）
- ④ 入学検定料納付済証明書用紙（様式統一2号の3により県教育委員会において作成したものに、中学校名、志願者氏名及び出願課程名を志願者が記入する。）

なお、後期選抜において入学検定料を納付する者のみが提出する。

(2) 上記(1)以外の者

入学願書(上記(1)①に同じ)、健康診断書(令和3年1月以降に医師の診断を受けたものとするが、上記「2出願資格」の(2)の②に相当する者については、健康診断書の提出を免除することができる)、履修証明書又は、学習成績証明書(ただし、やむを得ない事情がある場合は、それに代わるもの)、受験票用紙(上記(1)の③に中学校名を書かないほかは同じ)、入学検定料納付済証明書用紙(上記(1)の④に中学校名を書かないほかは同じ。なお、後期選抜において入学検定料を納付する者のみが提出する。)

(3) 中学校長は、本校校長に入学願書を提出するとき、後期選抜志願者名簿(様式共通4号の2)を添付する。

(4) 入学願書には、入学検定料として、2,200円の「福島県収入証紙」を貼付する。

ただし、志願者において消印しない。

なお、前期選抜又は連携型選抜において入学検定料を納付した者は、新たに入学検定料を必要としない。その際、前期選抜又は連携型選抜の出願先高等学校長が発行した「入学検定料納付済証明書」(様式統一1号の3又は統一3号の3)を入学願書の裏面に貼付する。

また、前期選抜において定時制の課程の入学検定料のみを納付した者が本校に出願する場合には、不足する入学検定料1,250円分の「福島県収入証紙」を貼付する。

6 自己申告書の提出

中学校において不登校であった志願者については、本人の希望により、長期欠席等の理由などを記載した自己申告書(様式統一5号)を出願に際して本校校長に提出できる。

提出できる者は、不登校による欠席日数が1年間で30日以上とするが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

また、保健室等登校であった者も、その日数が1年間で30日以上の場合提出できるが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

提出及び受領は次の方法により行う。

(1) 志願者は、必要事項を記入した後、厳封の上、本校校長あて親展とし、書留で郵送するか又は持参する。郵送の場合には、志願者の住所、氏名を記入し、84円切手を貼付した返信用封筒(定形)を同封する。

(2) 自己申告書の提出があった場合、本校校長は、自己申告書受領書(様式共通3号)を交付する。

(3) 提出期間は、令和3年3月16日(火)から3月19日(金)までとする。

郵送の場合には、3月19日(金)必着とする。

持参の場合の受付時間は、午前9時から午後4時までとする。

7 県外等からの出願

(1) 隣接県の隣接学区内からの出願については、別に隣接県教育委員会と福島県教育委員会が相互に定める入学志願者の取扱いに関する協定により、本校校長が処理する。

(2) 上記(1)以外の県外からの志願者は、上記5に示した出願書類のほか、次の書類を提出する。本校校長は、提出された出願書類を審査し受け付けることができる。

① 他都道府県の公立高等学校を志願しないことを証明する書類

志願者の在学(出身)中学校長は、当該都道府県の公立高等学校を志願しないことを証明する書類(様式共通2号)を作成し、当該都道府県の教育委員会教育長の証明を受ける。

② 保護者が本校の通学区域に居住することになることを証明する書類

市町村長が発行する「住民票の写し」

ただし、住民登録ができない事情がある場合は、保護者の勤務先の所属長が発行する「転勤見込証明書」など、本校の通学区域に居住することになることを証明する書類で代替することができる。

(3) 保護者の転勤に伴う一家転住等により、県内において学区を越えて出願する者については、上記5に示した出願書類のほか、次の書類を併せて提出する。

○ 保護者が本校の通学区域に居住することになることを証明する書類

市町村長が発行する「住民票の写し」

ただし、住民登録ができない事情がある場合は、保護者の勤務先の所属長が発行する「転勤見込証明書」など、本校の通学区域に居住することになることを証明する書類で代替することができる。

- (4) 上記(1)、(2)、(3)に該当せず、学区外からの出願で、本校へ通学できる範囲内の町村(学区内)に保護者に代わり志願者を監督、保護する者(以下「身元引受人」という。)が居住する場合には、学区外から本校への出願を認め、学区内の志願者として取り扱う。出願の際に、上記5に示した出願書類に加え、次の書類を併せて提出する。

- 「県内からの出願の場合」
○ 身元引受人の「住民票の写し」
「県外からの出願の場合」
① 上記7(2)①に示した書類
② 身元引受人の「住民票の写し」

8 願書受付

- (1) 出願書類を受け付けた際、受験番号を記入した受験票及び入学検定料納付済証明書を交付する。
ただし、入学検定料納付済証明書については、後期選抜において入学検定料を納付した者にのみ交付する。
- (2) 本校校長は、志願者の入学願書について精査し、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、入学願書の受付を取り消すことがある。
- ① 入学願書に記載した事項に虚偽があるとき
 - ② 所定の手続きを経ないで、他通学区域から出願したとき

9 出願先変更

志願者は、令和3年3月18日(木)に、1回に限り、出願先を変更することができる。

受付時間は、午前9時から午後5時までとする。

- (1) 他の高等学校へ出願先を変更する場合は、次の手続きによる。
- ① 出願先の変更を希望する者は、後期選抜出願先変更願(様式後期2号の2)、新たに作成した入学願書及び受験票用紙、調査書並びに入学検定料納付済証明書(又はその写し)を、在学(出身)中学校長を通して、変更先の高等学校長に提出する。
ただし、中学校卒業後及び卒業見込の者以外の者については、直接、変更先の高等学校長に提出する。
 - ② 後期選抜出願先変更願の提出を受けた高等学校長は、志願者が先に出願した本校に、後期選抜出願先変更願の写しを持参するか又はファックスで送付するとともに電話で連絡する。
 - ③ ②により変更先の高等学校から連絡を受けた本校校長は、変更先の高等学校に、入学願書の写しを持参するか又はファックスで送付するとともに電話で連絡する。
 - ④ 出願先変更を希望する志願者のいる中学校長は、先に出願した本校に、後期選抜出願先変更者名簿(様式後期3号)を持参するか又はファックスで送付するとともに電話で連絡する。
 - ⑤ 高等学校長は、提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、入学願書の受付を取り消すことができる。
- (2) 出願先変更の際に新たに提出する入学願書には、「福島県収入証紙」を貼付する必要はない。
ただし、出願先変更により入学検定料の不足が生ずる場合は、入学願書に不足額の「福島県収入証紙」を貼付する。
- (3) すでに交付を受けた受験票は返還する。

10 出願の取消し

- (1) 中学校卒業後及び卒業見込の者が出願を取り消す場合は、出願取消届(様式共通7号)を在学(出身)中学校長を通して出願期間終了後に本校校長に提出する。
- (2) 上記(1)以外の者は、出願取消届(様式共通7号)を出願期間終了後に、直接、本校校長に提出する。
- (3) 出願を取り消す者は、本校校長に受験票を返還する。
ただし、すでに納付された入学検定料については返還しない。

11 面接・作文の日時及び会場

- (1) 日 時 令和3年3月22日(月)
- ・受 付 8:30 ~ 8:40 本校職員玄関(校舎中央階段2階)
 - ・点呼・諸注意 8:40 ~ 8:50
 - ・作 文 9:00 ~ 10:00
 - ・面 接 10:20 ~ 11:40(予定)
- (2) 場 所 本 校
- (3) 持参するもの 後期選抜受験票、上ばき、下足袋、鉛筆(シャープペンシルも可)、消しゴム
ただし、携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書等の電子機器類は持ち込まないこと。

12 選抜方法

提出された調査書の審査結果、面接の結果及び作文の結果を資料として選抜を行う。

- (1) 調 査 書 「各教科の学習の記録」は135点満点、「特別活動等の記録」は55点満点として、合計190点満点とする。
- (2) 面 接 個人面接を実施する。面接の内容には、中学校における学習活動の成果を問う内容(社会、数学、理科、英語)を含む。面接については、段階評価する。
- (3) 作 文 与えられたテーマについて、600字程度で自分の考えを述べる作文とする。作文については、段階評価する。

13 合格者発表

- (1) 令和3年3月23日(火)午後3時以降に本校で発表する。
- (2) 本校校長は、合格者に対して、合格通知書(様式共通5号)を交付する。その際、受験票を提出すること。
- (3) 本校校長は、提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消すことがある。

14 入学辞退の手続き

合格者のうち、入学を辞退する者は、入学辞退届(様式共通8号)を在学(出身)中学校長を通して本校校長に提出する。

ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。

15 東日本大震災により避難している生徒等の入学者選抜の出願に関する弾力的な取扱い

住民票を移さずに避難している場合においては、平成23年3月11日(以下「震災発生時」という。)の時点で保護者(保護者に代わり志願者を監督、保護する身元引受人を含む。以下同じ。)が住民登録をしていた市町村、または出願時に保護者が居住している市町村が、本校の通学区域内である場合は、学区内の志願者として取り扱うものとする。

なお、出願方法については、次の各号のとおりとする。

- (1) 県内において避難し県内の中学校に区域外就学している生徒の場合
「5 出願に必要な書類」に定める出願書類に加え、「住所等に関する届出書」(様式共通10号)を提出する。
- (2) 県内から避難し県外の中学校に区域外就学している生徒の場合
「7 県外等からの出願」に定める出願書類(ただし、保護者が福島県内に居住することになることを証明する書類を除く。)に加え、「住所等に関する届出書」(様式共通10号)を提出する。
- (3) 県外から避難し県内の中学校に区域外就学している生徒の場合
「7 県外等からの出願」に定める出願書類(ただし、保護者が福島県内に居住することになることを証明する書類を除く。)に加え、「住所等に関する届出書」(様式共通10号)を提出する。
- (4) 県内外に避難している中学校卒業者等の場合
「5 出願に必要な書類」に定める出願書類に加え、「住所等に関する届出書」(様式共通10号)を提出する。
- (5) その他
住民票を移し避難している場合、震災発生時に住民登録をしていた市町村が本校の通学区域内である場合は、「7 県外等からの出願」に基づき出願する。
ただし、保護者が本校の通学区域に居住することになることを証明する書類として「住所等に関する届出書」(様式共通10号)を提出する。